右京区選挙管理委員会告示第７号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和５１年７月２２日右京区選挙管理委員会告示第３号）の一部を次のとおり改めます。

令和８年１１月４日

右京区選挙管理委員会

委員長　佐野　武司

第１投票区の項中「太秦小手角町」の右に「の一部（市道太秦緯２１０号線以北の区域及び市道太秦緯２１０号線以南かつ１番地以外の区域）」を加え、「三菱アパートの区域を除く。」を削り、「太秦荒木町の一部（」の右に「府道太秦上桂線以東かつ市道太秦緯２１０号線以北の区域」を加える。

第２投票区の項中「三菱アパートの区域）」を削り、「府道太秦上桂線以西の区域及び市道太秦緯２１０号線以南の区域）、太秦小手角町の一部（市道太秦緯２１０号線以南かつ１番地の区域）」を加える。

（右京区選挙管理委員会事務局）